

# 選 択 約 款

## ガス灯契約

平成29年4月1日 実施

## 目 次

1. 目 的 .....	1
2. この選択約款の変更 .....	1
3. 用 語 の 定 義 .....	1
4. 適 用 条 件 .....	2
5. 契 約 の 締 結 .....	2
6. ガスメーターの不設置 .....	3
7. 使用量の算定 .....	3
8. 料 金 .....	4
9. 単 位 料 金 の 調 整 .....	4
10. 名 義 の 変 更 .....	5
11. 契 約 の 変 更 ま た は 解 約 .....	5
12. そ の 他 .....	6
付 則	
1. 実 施 の 期 日 .....	7
(別 表)	
1. 本 体 料 金 の 算 定 方 法 .....	8
2. 料 金 表 .....	9

## 1.目的

この選択約款は、ガス灯の普及を通じたガス利用の拡大により当社の供給設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2.この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客様とのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客様は、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解除することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし(4)に定める場合を除きます。
  - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
  - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は廃止に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3.用語の定義

この約款および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「ガス灯」とは、光源としてガスを使用する照明機器をいいます。

- (2) 「契約容量」とは、ガス灯の定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し、3.6 を乗じた値(小数点第 4 位以下切捨て)といたします。
- (3) 「契約 1 日あたり使用時間」とは、契約で定める各月の 1 日あたりの平均使用時間とします。(小数点第 2 位以下切り捨て)
- (4) 「契約月別使用量」とは契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用量をいい、ガス灯の定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し 3.6 を乗じた値に、契約 1 日あたり使用時間および各月の月間日数を乗じて求めた値とします。(小数点以下切捨て)
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 「基本料金」「基準単位数料金」とは、基本料金及び基準単位数料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第 63 条の 2 の規定に基づき記載するものです。
- (7) 「単位数料金」とは、9 に定める基準単位数料金または調整単位数料金をいいます。
- (8) 「当社(導管部門)」とは、ガス事業法第 2 条第 5 項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

#### 4.適用条件

道路・公園等にガス灯を設置する需要家で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

#### 5.契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、ガス灯 1 基を 1 需要場所として、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまはこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約容量
- ② 契約1日あたり使用時間
- ③ 契約月別使用量
- ④ 契約年間使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものとしたします。
- (4) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約されたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社（導管部門を含みます。）との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6.ガスメーターの不設置

当社（導管部門）は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。

## 7.使用量の算定

当社（導管部門）は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針を行ったものと見なします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した日
- (2) 当社があらかじめ定めた日

- (3) 需給契約を解約した日
- (4) 一般ガス供給約款 35 に定めるガスの供給を停止した日
- (5) 一般ガス供給約款 36 に定めるガスの供給を再開した日

## 8. 料 金

- (1) 当社は別表の料金表を適用してガス料金を算定いたします。
- (2) ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

## 9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により(別表)の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用してガス料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、(別表) 1.(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

70,300円

- ② 平均原料価格 (トン当たり)

(別表) 1.(3)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当

たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.7720 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG（プロパン・ブタン）平均価格} \times 0.0355 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG（プロパンのみ）平均価格} \times 0.0085 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたします。

### ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## 10.名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 11.契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(1)の規定によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場(4

の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 12.その他

- (1) 道路上にガス灯が設置される場合であって、本支管からガス灯が占有する区画に至る導管経路上に内管が存在しない場合、本支管から分岐してガス灯が占有する区画との境界線までの導管を供給管、以降の器具バルブまでの導管を内管、器具バルブ以降を消費機器とみなします。
- (2) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。



## 付則

### 1. 実施の期日

この選択約款（以下「本約款」といいます。）は、平成29年4月1日から実施いたします。

### 2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容およびその効力発生時期を周知いたします。

(別表)

## 1. 本体料金の算定方法

(1) 本体料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 別表 1-(1)から別表 1-(2)までの定めを算式に表すと下記のとおりです。

$$\text{本体料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

(4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間

の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

## 2.料金表

### (1) 基本料金

1 需要場所につき	1080.00円 (消費税等相当額を含みます)
-----------	----------------------------

### (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	133.92円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	---------------------------

### (3) 調整単位料金

2. 料金表(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。